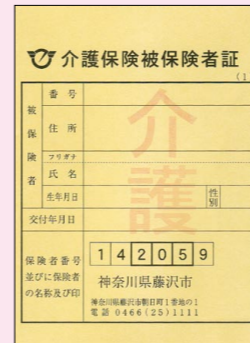


# 介護保険のしくみ

介護保険制度は市区町村が保険者となって運営します。40歳以上の人々が被保険者として保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用します。



**介護保険の保険証(介護保険被保険者証)**  
 介護保険の保険証は介護保険の被保険者であることの証明書で、サービスを利用するための情報が記載されています。必ず記載内容を確認し、大切に保管しましょう。  
 第1号被保険者：65歳になった月や転入時などに発送。 第2号被保険者：認定結果時などに発送。

- こんなときに使います
- 要介護(要支援)認定の申請**  
介護や支援が必要となり、要介護(要支援)認定の申請をするとき。
  - ケアプランなどの作成**  
ケアプランなどの作成依頼を藤沢市に届け出るとき。
  - サービスの利用**  
サービスを利用するとき。

## 介護保険加入者(被保険者)

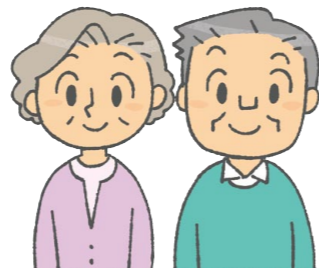
必要なサービスを総合的に利用できます。

- 保険料を納めます
- サービスを利用するため、要介護(要支援)認定の申請をします
- サービスを利用し、利用料(利用者負担割合分)を支払います

### 65歳以上の人(第1号被保険者)

サービスを利用できる人

介護や日常生活の支援が必要と認定された人  
 (どんな病気やけががもとで介護や支援が必要になったかは問われません)



### 40~64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)

サービスを利用できる人

特定疾病により介護や支援が必要と認定された人  
 (交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません)



#### 特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障がいを生じさせると認められる疾病。

- がん (医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 初老期における認知症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脳血管疾患
- おおよそ糖尿病性網膜症
- 関節リウマチ
- 脊髄小脳変性症
- 閉塞性動脈硬化症
- 筋萎縮性側索硬化症
- 脊柱管狭窄症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 後縦靭帯骨化症
- 早老症
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 多系統萎縮症

## 藤沢市(保険者)

介護保険制度は、みなさんが住んでいる藤沢市が運営しています。



- 制度を運営します
- 要介護(要支援)認定を行います
- 保険証を交付します
- 負担割合証を交付します
- サービスを確保・整備します

要介護(要支援)認定の申請

要介護(要支援)認定、保険証・負担割合証の交付

保険料の納付

### いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。P33へ

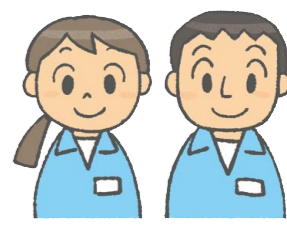
- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 虐待防止などの権利擁護事業
- ケアマネジャーへの支援
- 基本チェックリストの実施

### 居宅介護支援事業者

- ケアプランの作成
- 要介護(要支援)認定申請の代行
- サービス事業者との連絡調整

## サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供していきます。事業者の指定は6年ごとの更新制です。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などがサービスを提供します

利用料(利用者負担割合分)の支払い

#### ●こんなときには手続きが必要です。

- 藤沢市から他の市区町村へ転出するとき\*
  - 藤沢市内で住所が変わったとき(転居)\*
  - 氏名が変わったとき ●死亡したとき
  - 他の市区町村の介護保険施設等に入所(入居)して、住民票を異動したとき(住所地特例…右の「かいせつ」参照)\*
  - 他の市区町村から藤沢市に転入したとき
- \*保険証を添えて届け出てください。

#### かいせつ 住所地特例

住所地を異動しても引き続き藤沢市の被保険者となり、保険証も藤沢市から交付されます。  
**【対象施設】**  
 ●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)  
 ●介護老人保健施設 ●介護医療院 ●有料老人ホーム  
 ●サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホームに該当するサービスを提供するもの)  
 ●養護老人ホーム ●軽費老人ホーム(ケアハウス)  
 ※グループホームなどの地域密着型施設は住所地特例の対象外です。対象施設になるかどうかについては介護保険課にお問い合わせください。